

第 4 7 号議案

足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例

足立区こども未来創造館条例（平成 2 4 年足立区条例第 3 2 号）の一
部を次のように改正する。

第 1 9 条第 3 項中「ときは」の次に「、特別の事情があると認めた場
合を除き」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定管理者の指定に関する規定を整備する必要があるので、この条例
案を提出いたします。